

## 大津市企業局契約管財課メールアドレス登録及び管理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、契約案件に係る大津市企業局契約管財課（以下、「契約管財課」という。）からの連絡時に使用する業者のメールアドレスの登録及び管理に関する事項について、規定するものとする。

### (登録)

第2条 業者が、メールアドレスを登録するときは、「大津市企業局契約管財課メールアドレス登録申請書」（様式第1）（以下、「登録申請書」という。）を大津市企業局契約管財課長（以下、「契約管財課長」という。）あてに提出することとする。なお、携帯のメールアドレスは対象外とする。

- 2 前項により、登録申請書の提出を受けた後、速やかに、当該登録申請書に記載のあるメールアドレスに試験的に電子メールを送信し、その到着を確認することとする。

### (変更登録)

第3条 業者が、前条により登録したメールアドレスを変更したときは、遅滞なく、「大津市企業局契約管財課メールアドレス変更登録申請書」（様式第2）（以下、「変更登録申請書」という。）を契約管財課長あてに提出することとする。

- 2 前項により、変更登録申請書の提出を受けた後、速やかに、当該変更登録申請書に記載のあるメールアドレスに試験的に電子メールを送信し、その到着を確認することとする。

### (施行)

第4条 本要領は、平成25年4月1日から施行する。